

一般社団法人福井県助産師会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人福井県助産師会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福井市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、公益社団法人日本助産師会との連携のもと、人々のニーズに応える助産師及び母子保健領域の活動の開発・展開を図ることにより、ひとびとの健康な生活の実現に寄与し、あわせて助産師への教育と研鑽に根差した専門性に基づき、助産師職の質の向上を図るとともに、安心して働ける環境づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 助産及び母子保健事業の実施及び普及・啓発活動
- (2) 次世代育成支援
- (3) リプロダクティブヘルスライツ（性と生殖に関する健康/権利）の尊重、普及に関する活動
- (4) 助産業務の質の保証ならびに助産師育成および資質の向上に関する活動
- (5) 母子保健の国際協力、国際交流
- (6) 助産及び母子保健の調査・研究
- (7) 助産師の労働環境等の改善及び福祉の向上による国民の健康及び福祉の増進
- (8) その他当法人の目的を達成する必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第5条 当法人の会員は3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員は、当法人の目的に賛同して入会した助産師の免許を有する

個人とする。

- (2) 特別会員は、正会員であったが、高齢又は病弱のため就業できなくなった者で、本人の希望により、会長に変更を届け出た者とする。
- (3) 名誉会員は、正会員であって、当法人に著明な功績があつて理事会の推薦を受け、本人の承諾を得て社員総会において承認された者とする。

(入会)

第6条 社員として入会しようとする者は、公益社団法人日本助産師会規定の入会申込書に所定の事項を記入し、入会金及び会費を添えて、会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は社員総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを通知する。
- 3 社員として入会した者は、公益社団法人日本助産師会に登録した部会と同じ部会に所属する。
- 4 社員は、入会と同時に別に定める分会に所属するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 社員及び特別会員は、社員総会において別に定める規定に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格の喪失)

第8条 社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 助産師免許を取り消されたとき
- (2) 退会したとき
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (5) 解散又は破産したとき
- (6) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき
- (7) 総社員が同意したとき
- (8) 除名されたとき

(任意退会)

第9条 社員及び特別会員は、会長に1か月前までに別に定める退会届及び公益社団法人日本助産師会の会員証を返納することにより退会の予告をし、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 当法人の社員が次の各号の一に該当する場合は、法人法第49条第2項第1号に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。この場合は、その社員に対し、社員総会の日から1週間前

までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規定に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(拠出金の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の拠出金は、返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第4章 専門部会

(専門部会)

第13条 当法人に、助産所部会、保健指導部会及び勤務助産師部会を置く。

- 2 助産所部会は、主として分娩を取り扱う助産所を開設し、又は運営する社員をもって組織し、助産所を開設し、又は運営する助産師の活動に関する事項を調査・審議する。
- 3 保健指導部会は、主として保健指導を業とする社員を持って組織し、保健指導に従ずる助産師の活動に関する事項を調査・審議する。
- 4 勤務助産師部会は、主として病院等に勤務する社員をもって組織し、病院等に勤務する助産師の活動に関する事項を調査・審議する。
- 5 社員は、助産所部会、保健指導部会、勤務助産師部会のいずれかに所属するものとする。
- 6 各専門部会の運営に関する事項は別に定める。

第5章 社員総会

(構成及び議決権)

第14条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。
- 3 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(権限)

第15条 社員総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名

- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 役員報酬の額またはその規定
- (5) 事業計画書及び貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更に関する事項
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (8) 解散及び残余財産の処分に関する事項
- (9) 合併、事業の全部または事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、法人法の規定する事項及びこの定款に定める事項

(定時社員総会及び臨時社員総会)

第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 3 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に招集する。
- 4 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に会長が招集する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 社員の5分の1以上から理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき
- 5 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 6 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第17条 社員総会は、当法人の総社員の過半数の出席(委任状を含む。)をもって成立する。

(議長)

- 第18条 社員総会に別に定めるところにより議長団を置く。
- 2 議長団は2人以上とし、あらかじめ理事会で社員の中から推薦し、社員総会において承認を受ける。
 - 3 議長は社員総会の秩序を保持し、議事を整理して会議の運営と進行に責任を持つ。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある事項を除き、総社員の議決権の過半数に当たる

社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって行わなければならない。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 当法人の解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- 2 議事録署名人2名を選任する。
- 3 議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2名が、署名押印若しくは記名押印又は電子署名する。

第6章 役員

(役員を設置)

第21条 当法人に次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 2名以下

- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事を会長とする。
- 3 理事のうち、2名を副会長とすることができる。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事(会長)及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたと

きは、その職務を代行する。

- 4 副会長 1 名は庶務、当法人の業務を執行する。
- 5 副会長他 1 名は会計、当法人の財務を管理する。
- 6 会長、副会長は、毎事業年度に 4 か月の間隔で 2 回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、次に掲げる職務を行い監査報告の作成をする。

- (1) 財産及び会計の状況を監査する。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査する。
- 2 監事は、財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告する。
- 3 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、理事会を招集することができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとし、再任を妨げない。引き続き就任する場合は、選任後 6 年目の定時社員総会の終了日を超えて就任することはできない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとし、再任を妨げない。引き続き就任する場合は、選任後 8 年目の定時社員総会の終了日を超えて就任することはできない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としてその職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 26 条 理事及び監事は、次の各号の一に該当する場合は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない非行があると認められたとき

(報酬等)

第27条 役員は無報酬とする。ただし、社員総会で定める総額の範囲以内で報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員 of 法人に対する責任の免除)

第29条 理事及び監事は、職務上生じた損害を賠償する責任を負い、総社員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該理事又は監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、当法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）又は監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を設置する。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選任及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、別に定める代表委員会会議において事前に提出された議案について決議する。決議は特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意志表示を記録した書面についても同様とする。

第8章 財産及び会計

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に順次収入を得又は支出することができる。
- 3 前項による収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号、第2号及び第3号の書類については、その内容を報告し、第4号、第5号及び第6号の書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第1項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、会員の閲覧に供する。
- (1) 監査報告
- 3 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第9章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第38条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により変更できる。

（解散）

第39条 当法人は、法令で定めた事由によるほか、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属）

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会において総社員の3分の2以上の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 個人情報の保護

（個人情報の保護）

第41条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要事項は、理事会の決議により、別に定める。

第11章 公 告

(公告)

第42条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は当法人成立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第44条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	川端起代美
設立時理事	塚原敦子
設立時理事	矢袋順子
設立時理事	三嶋百合子
設立時理事	笹下弘子
設立時理事	山下里美
設立時理事	芝田淳子
設立時理事	佐野裕子
設立時理事	小林直美
設立時理事	宇佐美知世子
設立時監事	林里都子
設立時監事	谷口幸子

(設立時社員の氏名及び住所)

第45条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

福井県福井市和布町第15号81番地1	設立時社員	川端起代美
福井県福井市春日町249番地4	設立時社員	塚原敦子
福井県小浜市湊第13号15番地	設立時社員	矢袋順子
福井県福井市飯塚町第13号116番地	設立時社員	三嶋百合子
福井県丹生郡越前町梅浦第60号11番地	設立時社員	笹下弘子
福井県敦賀市山泉28号2番地の14	設立時社員	山下里美

福井県小浜市伏原第35号30番地の2

設立時社員 芝田淳子

福井県敦賀市公文名5号65番地の1

設立時社員 佐野裕子

福井県福井市新保2丁目1716番地2

設立時社員 小林直美

福井県勝山市鹿谷町東遅羽口第12号20番地

設立時社員 宇佐美知世子

(法令の準拠)

第46条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人福井県助産師会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成25年4月28日

設立時社員 川端起代美

設立時社員 塚原敦子

設立時社員 矢袋順子

設立時社員 三嶋百合子

設立時社員 笹下弘子

設立時社員 山下里美

設立時社員 芝田淳子

設立時社員 佐野裕子

設立時社員 小林直美

設立時社員 宇佐美知世子